（別紙）

令和３年12月22日

**職員の特別休暇の見直しについて（提案）**

**Ⅰ　提案理由**

　　　常勤職員の不妊治療休暇及び非常勤職員の産前産後休暇等の特別休暇について、人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等を踏まえ、下記のとおり見直しを行う。

**Ⅱ　提案内容**

１　常勤職員の不妊治療休暇

（１）有給の特別休暇へ見直す。

（２）付与日数を１の年につき５日（体外受精及び顕微授精に係る場合は１０日）の範囲内に見直す。

（３）休暇の名称を出生サポート休暇へ変更する。

２　非常勤職員（会計年度任用職員）の特別休暇

（１）産前産後休暇を有給の特別休暇へ見直す。

（２）有給の配偶者の出産休暇（２日以内で必要と認める日又は時間）及び有給の育児参加のための休暇（５日以内で必要と認める日又は時間）を新設する。

（３）不妊治療のための有給の出生サポート休暇（１の年度につき５日（体外受精及び顕微授精に係る場合は１０日）の範囲内）を新設する。

（４）（２）及び（３）の対象職員は、次の①②いずれにも該当する職員とする。

①　１週間の勤務日が３日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で１年間の勤務日が121日以上であるもの。

②　６月以上の任期が定められている職員又は６月以上継続勤務している職員。

**Ⅲ　実施時期**

　　　令和４年４月１日（予定）

**Ⅳ　協議期限**

　　　令和４年１月19日